

指定管理者制度におけるスライド制度導入要領

丹波市財務部資産活用課

令和 7 年 5 月

指定管理料スライド制度について

はじめに

これまでの指定管理者制度の運用では、指定管理期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による施設管理経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を図る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更できる仕組み『指定管理料スライド制度』を導入する。

1 概要

(1) 基本的な考え方

指定管理期間2年目以降の指定管理料について、経費ごとの水準を図る指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額に反映する。

なお、既に基本協定を締結している指定管理者については、残りの指定管理期間について、制度を適用するか否か、市（施設所管課）と協議のうえで決定する。適用する場合は、令和7年度にスライド額を算定し、令和8年度の指定管理料からスライド額を適用する。

(2) 対象施設

丹波市の指定管理施設

（精算払いや対象経費について補助金等で対応する施設を除く）

(3) 適用時期

指定管理期間2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

(4) 見直し対象経費

管理運営費に占める割合が大きい経費である、人件費、燃料費及び電気料金を対象とする。

対象となる経費の金額は、指定管理者から提出された収支計画書の指定管理料スライド対象の内容とする。

(5) 指定管理料スライド額

指定管理料スライド額は、賃金水準の変動を反映する賃金スライド額と物価水準の変動を反映する物価スライド額の合計金額（円未満切捨）とする。

2 賃金スライド

(1) スライド対象

対象となる人件費は、労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受けるもので、その対象となる者は、指定管理施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者に限る。

人材派遣委託による職員などの指定管理者から直接雇用されていない者は対象外とする。

労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（対象例）

●給与・賃金、賞与、社会保険料

（対象外例）

●通勤手当、住居手当、役職手当、健康診断費

※これらの例は参考例であり、指定管理者の給与形態等によって、手当等の名称や内容及び取扱い異なるため、指定管理者の取扱状況に応じて判断するものとする。

(2) 雇用形態の区分

賃金スライドの計算を行うにあたり、指定管理施設で雇用されている職員を雇用形態に応じて次の2つに分類する。

① 正規雇用職員等：指定管理者において正規雇用職員として分類している職員

（例）契約期間の定めのない職員、フルタイム労働をしている職員、月給制の職員

② 臨時・非常勤雇用職員等：指定管理者において正規雇用職員として分類していない職員

（例）パート・アルバイト等臨時的に雇用される職員、所定労働時間・所定労働日数が正規雇用職員よりも短い職員、時給制の職員

(3) 賃金水準の変動を算定する指標

雇用形態別に次の資料から指標となる金額を採用する。

対象経費	指標
正規雇用職員等	兵庫県人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」（民間従業員の月例給及び特別給）
臨時・非常勤雇用職員等	兵庫県最低賃金

(4) 賃金水準変動率の算出方法

雇用形態別に当該年度と前年度との割合から変動率を算出（少数点第3位を四捨五入）する。

$$\left(\frac{\text{【X年度指標】}}{\text{【(X-1)年度指標】}} \right) \times 100 = \text{【X年度変動率】} \%$$

(例) 令和7年度に募集し、令和8年度4月1日から指定管理を開始した場合

① 正規雇用職員等

令和8年度算出の変動率：(令和8年度のA／令和7年度のA) ×100%

令和9年度算出の変動率：(令和9年度のA／令和8年度のA) ×100%

※A…兵庫県人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」（民間従業員の月例給及び特別給）

② 臨時・非常勤雇用職員等

令和8年度算出の変動率：(令和8年度のB／令和7年度のB) ×100%

令和9年度算出の変動率：(令和9年度のB／令和8年度のB) ×100%

※B…兵庫県最低賃金

(5) 基準額の算出方法

スライド額を算出するうえでの当該年度の基準額は、前年度基準額に変動率を乗じたもの（円未満切捨）とする。

$$\boxed{\text{X年度基準額}} = \boxed{\text{(X-1)年度基準額}} \times \boxed{\text{X年度変動率(\%)}}$$

※1年目の基準額は、収支計画書に記載の1年目のスライド対象（賃金水準の影響を受けるもの）とする。

(6) 指定管理者が負担する範囲

一定のリスク分担とし、指定管理者の負担は各経費の基準額の±1.5%の範囲（円未満切捨）とする。

※基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担とし、次年度の指定管理料に反映する金額は0円とみなし、スライド制度による調整は行わない。

(7) 賃金スライド額の算出方法

スライド額は、前年度と当該年度の基準額との差（増減額）を指定管理者負担分（±1.5%）が超えた額とする。

$$\boxed{\text{X年度スライド額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{増減額} \\ \hline \boxed{\text{X年度基準額}} - \boxed{\text{(X-1)年度基準額}} \end{array}} \pm \boxed{\begin{array}{c} \text{指定管理者負担分} \\ \hline \text{(X-1)年度基準額} \times 1.5\% \end{array}}$$

スライド制度の計算イメージ（賃金の場合）

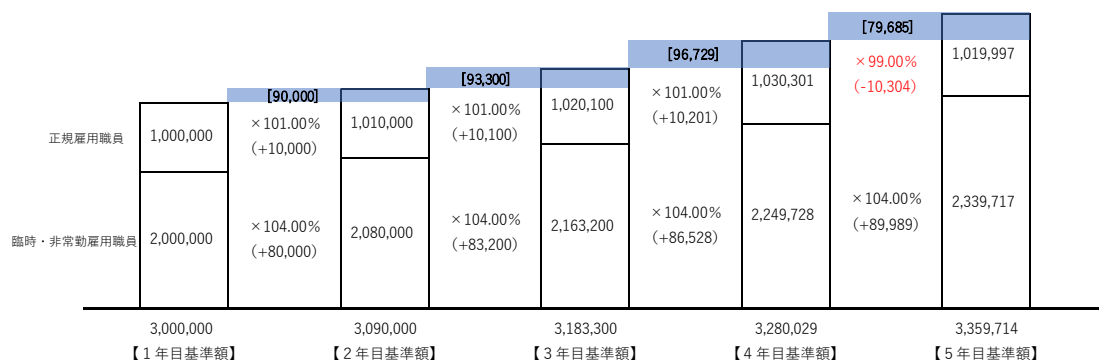
○対象となる人件費 正規雇用職員 : 1,000,000円
臨時・非常勤雇用職員 : 2,000,000円
合 計 : 3,000,000円

○指定管理者負担率：1.5%

○変動率

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
正規雇用職員	—	101.00%	101.00%	101.00%	99.00%
臨時・非常勤雇用職員	—	104.00%	104.00%	104.00%	104.00%

市が負担する賃金上昇分（賃金スライド額）
指定管理 1年目： 0円（制度対象外）
2年目：45,000円（90,000円－45,000円）
3年目：46,950円（93,300円－46,350円）
4年目：48,980円（96,729円－47,749円）
5年目：30,485円（79,685円－49,200円）



3 物価スライド

(1) スライド対象

多くの施設で運営管理費に計上されている「燃料費」及び「電気料金」とする。

※燃料費…プロパンガス、ガソリン、軽油、灯油、重油

(2) 物価水準の変動を算定する指標

対象経費別に次の資料から指標となる数値を採用する。

対象経費	指標
電気代・プロパンガス	消費者物価指数(総務省統計局)
ガソリン・軽油・灯油・重油	石油製品価格調査(経済産業省資源エネルギー庁)

(3) 物価水準変動率の算出方法

各指標における当該年度と前年度との割合から変動率を算出（少数点第3位を四捨五入）する。

$$\left(\frac{\text{【X年度指標】}}{\text{【(X-1)年度指標】}} \right) \times 100 = \text{【X年度変動率】} \%$$

※指定管理期間1年目から2年目の変動率を算出する場合、前年度の指標は7月時点での指標数値（ガソリン・軽油・灯油は7月の平均値）を採用する。

※初回以降の変動率を算出する場合、前年7月から当年8月までの指標数値の平均値を採用する。

(例) 令和7年度に募集し、令和8年4月から指定管理期間が開始した場合

①電気代

令和 8 年度算出の変動率

$$= (【R7.8 \sim R8.7 \text{ の } A \text{ の平均}】 \div 【R7.7 \text{ 時点の } A】) \times 100\%$$

令和 9 年度算出の変動率

$$= (【R8.8 \sim R9.7 \text{ の } A \text{ の平均}】 \div 【R7.8 \sim R8.7 \text{ の } A \text{ の平均}】) \times 100\%$$

※A…消費者物価指数

②ガソリン

令和 8 年度算出の変動率

$$= (【R7.8 \sim R8.7 \text{ の } B \text{ の平均}】 \div 【R7.7 \text{ 時点の } B \text{ の平均}】) \times 100\%$$

令和 9 年度算出の変動率

$$= (【R8.8 \sim R9.7 \text{ の } B \text{ の平均}】 \div 【R7.8 \sim R8.7 \text{ の } B \text{ の平均}】) \times 100\%$$

※B…石油製品価格調査

(4) 基準額の算出方法

スライド額を算出するうえでの当該年度の基準額は、前年度基準額に変動率を乗じたもの(円未満切捨)とする。

X 年度基準額	=	(X - 1) 年度基準額	×	X 年度変動率(%)
---------	---	---------------	---	------------

※1 年目の基準額は、収支計画書に記載の 1 年目のスライド対象（物価水準の影響を受けるもの）とする。

(5) 指定管理者が負担する範囲

一定のリスク分担とし、指定管理者の負担は各経費の基準額の±10%の範囲（円未満切捨）とする。

※基準額の±10%を超えるまでは指定管理者の負担とし、次年度の指定管理料に反映する金額は 0 円とみなし、スライド制度による調整は行わない。

(6) 物価スライド額の算出方法

スライド額は、前年度と当該年度の基準額との差（増減額）を指定管理者負担分（±10%）が超えた額とする。

X 年度スライド額	=	増減額		±	指定管理者負担分 (X-1) 年度基準額 × 10%
		X 年度基準額	－		

スライド制度の計算イメージ（物価の場合）

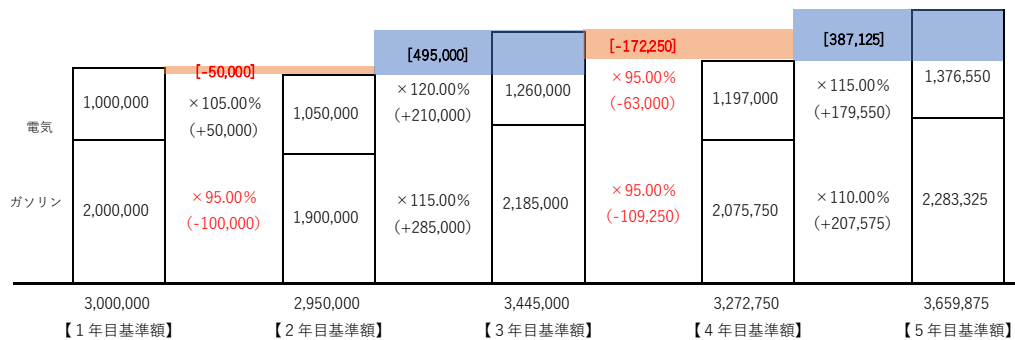
○対象となる管理費 電 気：1,000,000円
ガソリン：2,000,000円
合 計：3,000,000円

○指定管理者負担率：10%

○変動率

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
電 気	－	105.00%	120.00%	95.00%	115.00%
ガソリン	－	95.00%	115.00%	95.00%	110.00%

市が負担する物価上昇分（物価スライド額）
指定管理 1年目： 0円（制度対象外）
2年目： 0円（下降幅が指定管理者負担に留まる）
3年目： 200,000円（495,000円－295,000円）
4年目： 0円（下降幅が指定管理者負担に留まる）
5年目： 59,850円（387,125円－327,275円）



4 制度運用スケジュール

		市	指定管理者
指定管理期間 開始前（選定時）	募集実施時	・スライド制度に関する事項を仕様書へ明記したうえで、指定管理者を募集	
	基本協定締結時	・賃金・物価水準の変動への対応については、基本協定書等で規定	
指定管理期間中	計 算 を 行 う 年 度	9月～12月頃	・資産活用課から賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を施設所管課に通知 ・上記通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知 ・スライド額が生じる場合は翌年度の予算要求額に反映
	2 年 目	4月	・スライド額を当該年度の指定管理料に反映したうえで、年度協定を締結
	以 降	随時	・モニタリング実施時や事業報告書の提出時に賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況や運営状況等について確認を行う。

(1) 指定管理期間開始前（選定時）

- ① 募集実施時、スライド制度に関する事項を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 基本協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認したうえで年度協定を締結する。

(2) 指定管理期間中

① 計算を行う年度

ア 市（資産活用課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率を算出し、施設所管課に通知する。

イ 市（施設所管課）は、上記アの通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。

② 指定管理期間2年目以降

ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映したうえで、年度協定を締結する。

イ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告書の提出時に賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況や運営状況等について確認を行う。

5 その他の取扱い

(1) スライド額のマイナス

賃金・物価スライドに用いる指標は、社会情勢の変化に応じて増減するため、変動率がマイナスとなる場合がある。そのため、変動率がマイナスとなる時に、スライド額もマイナスとなる場合がある。指定管理者負担の範囲を超えてスライド額がマイナスになった場合は、指定管理料を減額することとする。

指定管理料を当初から支出していない場合や、減額する額が指定管理料を上回る場合は、納付金として丹波市に納付する。

(2) 収支計画書の変更

指定管理者から提出された収支計画書は、以後の各年度における賃金・物価スライド額算定の基礎資料となるため、原則、協定締結後の収支計画書の変更は認めない。

そのため、突発的又は臨時的な職員構成の変更、一時的な利用者増加による電気料金の増加などの年度途中の一時的な変動については、指定管理者の負担とする。

ただし、複数年度にわたり恒常的かつ大幅な職員構成や施設運営方法の変更となる場合は、協議により収支計画書の内容を変更することができる。

(3) 4月1日以外の指定管理期間の開始

新規施設など、指定管理期間の開始が4月1日以外の場合で、見直し計算を行うまでに指定管理期間が開始している場合は、翌年度から見直し計算を行う。

(4) PFI法に基づく指定管理施設

PFI法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。